実務対応報告専門委員会の検討状況について

持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い(実務対応報告)の文案

「本実務対応報告の考え方」の例示部分について

【例示部分の考え方】

今回の持分法会計基準によって、関連会社は原則として投資会社と会計方針を統一しなければならない。しかし、統一のための情報の入手が極めて困難な例外的な状況もあり得ると考えられたことから、これに対応する例外的な定めを実務対応報告の中に置いている。そして、専門委員会において、例外的な状況として最もあり得そうと考えられたケースについて、例示として記載している。

【前回の親委員会および2/8の専門委員会での議論】

前回の親委員会では、 国内関連会社でも「統一のために必要な情報を入手することが極めて困難な」状況はあり得るが、 この「例えば~」という部分があたかも要件のように読めてしまうため、実質的に国内関連会社の場合を排除してしまうのではないかという意見があった。

これに対して 2/8 の専門委員会では、国内関連会社の場合、監査・保証実務委員会報告第 56 号の定めによって、統一が必ず必要な項目は引当金などに限られ、さらに重要性が適用されることによって、統一すべき項目はほとんどないことが考えられるため、こうした状況は通常想定されないという意見が多かった。一方、在外関連会社の場合では LOCAL GAAP から日本基準あるいは IFRS/US GAAP への調整項目は多数に及び、さらに IFRS/US GAAP から日本基準への修正 6 項目を考慮すれば、こうした状況もあり得るという意見が多かった。

このため、実際に情報が入手できない状況の具体例としては、在外関連会社の場合で、一定の状況(公開会社を追加取得したような状況)を示すことが適当であるという意見が強く、また、現状の文案では例示であることが明示され、さらに資料 4 の 9 ページのコメント対応(ASBJのHPで公開される)において、在外関連会社に限らない旨の記載があるため、このままで問題ないという意見があった。

なお、「例えば~」が要件として誤読されるおそれがどうしても回避できないならば、 脚注に移動する方法もある、という意見もあった。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。